

荒川区基本構想審議会条例

昭和 61 年 6 月 24 日
条例第 28 号

(設置)

第 1 条 荒川区基本構想(以下「基本構想」という。)の策定に資するため、区長の附属機関として、荒川区基本構想審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、区長の諮問に応じ、基本構想の策定に関し必要な事項を調査審議し、答申する。

(組織)

第 3 条 審議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱又は任命する委員 30 人以内で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 区議会議員
- (3) 区内各種団体の構成員
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 区職員

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、審議会が第 2 条に規定する答申をしたときまでとする。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 7 条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者又は参考人の意見を聞くことができる。

(幹事)

第 8 条 審議会に幹事を置き、区職員のうちから区長が任命する。

- 2 幹事は、審議会の審議を補佐する。

(委任)

第 9 条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

荒川区基本構想審議会条例施行規則

昭和 61 年 6 月 24 日

規則第 33 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、荒川区基本構想審議会条例(昭和 61 年荒川区条例第 28 号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 区長は、条例第 3 条の規定に基づき委員を委嘱し、又は任命する場合は、次の各号に掲げる者につき当該各号に掲げる人員の範囲内において委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者 7 人以内
- (2) 区議会議員 7 人以内
- (3) 区内各種団体の構成員 13 人以内
- (4) 関係行政機関の職員 1 人
- (5) 区職員 2 人以内

(小委員会)

第 3 条 荒川区基本構想審議会(以下「審議会」という。)は、審議の効率的な運営を図るため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会について必要な事項は、会長が定める。

(庶務)

第 4 条 審議会の庶務は、総合企画部総務企画課において処理する。
(平 14 規則 7・平 17 規則 27・一部改正)

(委任)

第 5 条 この規則の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。